

平成25年
第 3 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成25年 6 月 6 日 開会 }
平成25年 6 月 6 日 閉会 } 1 日

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5
1. 応招しなかった議員	5

第1号（6月6日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 欠席議員	8
1. 欠 員	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
1. 日程第2 会期の決定	8
1. 一括議題 { 日程第3 議員提出議案第1号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書 日程第4 議員提出議案第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議 }	9
1. 新垣 清涼君の提案理由説明	9
1. 採 決	9
1. 議員派遣	9
1. 日程追加 銀提出議案第3号 橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議	10
1. 新垣 清涼君の提案理由説明	10
1. 採 決	10
1. 質 疑	10
當間 盛夫君	10
1. 討 論	11
呉屋 宏君	11
西銘 純恵さん	12
比嘉 京子さん	13
仲村 未央さん	14
1. 採 決	14
1. 閉 会	15

巻末掲載文書

1. 議員提出議案	17
1. 諸般の報告	21
1. 議案処理一覧表	23

平成25年第3回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月	日	曜日	日 程	備 考
1	6月	6日	木	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （議員提出議案の説明、採決）	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君	渡久地 修 君
浦 崎 唯 昭 君	大 城 一 馬 君
上 原 章 君	嶺 井 光 君
砂 川 利 勝 君	前 島 明 男 君
具志堅 透 君	照 屋 守 之 君
又 吉 清 義 君	新 垣 良 俊 君
末 松 文 信 君	仲 田 弘 毅 君
儀 間 光 秀 君	新 垣 安 弘 君
新 田 宜 明 君	當 間 盛 夫 君
仲 村 未 央 さん	照 屋 大 河 君
玉 城 満 君	狩 俣 信 子 さん
西 銘 純 恵 さん	赤 嶺 昇 君
比 嘉 京 子 さん	新 垣 清 涼 君
吉 田 勝 廣 君	金 城 勉 君
島 袋 大 君	糸 洲 朝 則 君
中 川 京 貴 君	新 垣 哲 司 君
桑 江 朝千夫 君	具 志 孝 助 君
座喜味 一 幸 君	新 里 米 吉 君
呉 屋 宏 君	高 嶺 善 伸 君
仲宗根 悟 君	奥 平 一 夫 君
崎 山 嗣 幸 君	玉 城 義 和 君
山 内 末 子 さん	玉 城 ノブ子 さん
瑞慶覧 功 君	嘉 陽 宗 儀 君

応招しなかった議員

翁 長 政 俊 君

平成25年 6 月 6 日

平成 25 年
第 3 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成25年
第 3 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成25年 6 月 6 日（木曜日）午前10時 6 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成25年 6 月 6 日（木曜日）

午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 米軍 F 15 戦闘機墜落事故に関する意見書

}	新垣 清涼君	又吉 清義君	}	
	末松 文信君	中川 京貴君		
	具志 孝助君	仲宗根 悟君		
	新里 米吉君	玉城 義和君		提出 議員提出議案第 1 号
	吉田 勝廣君	嘉陽 宗儀君		
	呉屋 宏君	比嘉 京子さん		
	新垣 安弘君	嶺井 光君		

第 4 米軍 F 15 戦闘機墜落事故に関する抗議決議

}	新垣 清涼君	又吉 清義君	}	
	末松 文信君	中川 京貴君		
	具志 孝助君	仲宗根 悟君		
	新里 米吉君	玉城 義和君		提出 議員提出議案第 2 号
	吉田 勝廣君	嘉陽 宗儀君		
	呉屋 宏君	比嘉 京子さん		
	新垣 安弘君	嶺井 光君		

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 米軍 F 15 戦闘機墜落事故に関する意見書

日程第 4 米軍 F 15 戦闘機墜落事故に関する抗議決議

日程追加 橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議

出 席 議 員（46名）

議 長	喜 納 昌 春 君	8 番	仲 村 未 央 さん
副議長	浦 崎 唯 昭 君	9 番	玉 城 満 君
1 番	上 原 章 君	10 番	西 銘 純 恵 さん
2 番	砂 川 利 勝 君	11 番	比 嘉 京 子 さん
3 番	具志堅 透 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
4 番	又 吉 清 義 君	13 番	島 袋 大 君
5 番	末 松 文 信 君	14 番	中 川 京 貴 君
6 番	儀 間 光 秀 君	15 番	桑 江 朝 千 夫 君
7 番	新 田 宜 明 君	16 番	座喜味 一 幸 君

17 番 吳 屋 宏 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 山 内 末 子 さん
 21 番 瑞慶覧 功 君
 22 番 渡久地 修 君
 23 番 大 城 一 馬 君
 24 番 嶺 井 光 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 照 屋 守 之 君
 27 番 新 垣 良 俊 君
 28 番 仲 田 弘 毅 君
 29 番 新 垣 安 弘 君
 30 番 當 間 盛 夫 君

31 番 照 屋 大 河 君
 32 番 狩 俣 信 子 さん
 33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員 (1 名)

39 番 翁 長 政 俊 君

欠 員 (1 名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	嘉 陽 孝 君
次 長	知 念 正 治 君	政 務 調 査 課 長	大 村 浩 三 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	副 参 事	宮 城 弘 君
副 参 事 兼	勝 連 盛 博 君	主 幹	宮 城 優 君
課 長 補 佐			
主 幹	佐久田 隆 君		

議長（喜納昌春君） ただいまより平成25年第3回
 沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きま
 す。

議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の
 指名を行います。

日程に入ります前に報告いたします。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条
 の規定により

本日、新垣清涼君外13人から、議員提出議案第1号
 「米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書」、議員提
 出議案第2号「米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議
 決議」及び新垣清涼君外11人から、議員提出議案第3
 号「橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言
 に関する謝罪を求める抗議決議」の提出がありました。

13番 島 袋 大 君 及び
 21番 瑞慶覧 功 君

を指名いたします。

次に、本日、知事から、平成24年度繰越計算書の提出
 がありました。

議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題
 といたします。

お諮りいたします。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
 より御了承願います。

今期臨時会の会期は、本6月6日の1日といたした
 いと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本6月6日の1日と決定いたしました。

・

議長（喜納昌春君） この際、日程第3 議員提出議案第1号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書及び日程第4 議員提出議案第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

新垣 清涼君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号につきましては、5月31日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍F15戦闘機墜落事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、抗議決議の宛先で、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見っておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第1号「米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第2号に関し、提案理由説明の際提出者から、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号の趣旨を在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・

議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。議員提出議案第3号「橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議」は、緊急を要する事件と認め、この際、日程に追加して審議することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、緊急を要する事件

と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

議長（喜納昌春君） 議員提出議案第3号 橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

新垣 清涼君 ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきましては、関係議員で協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に抗議し、県民に対する謝罪を要求するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

當間 盛夫君 おはようございます。

それでは、早速でございますので、質疑をさせてもらいたいと思います。

まず、我々は橋下個人発言、そのことを援護するつもりは毛頭ありません。しかし、この抗議決議の部分がマスコミ報道に基づくもので、発言の趣旨も本質的な問題点も曖昧な内容でありますので、これは言論の府である議会としてあり方が問われるものであると思いますので、質疑を行います。

3点出しておりますので、まず1点目、風俗業活用

提案ということがありますが、それについてであります。

橋下氏は、性風俗という言葉はこれまで一切使っておりません。しかし、その提案者の発言の中で、沖縄の女性を活用して米軍人の性的欲求を発散させる趣旨の提案であるということを断言しておりますが、その根拠はどこにあるのか。お聞かせください。

続きまして、県民に対する謝罪であります。

この問題点の本質は、まさにあるように、67年間の米軍人の後を絶たない事件・事故であります。米高官の部分でも、政府はしっかりとアメリカはやっているんだという。そしてまたアメリカは最も人権を重視する国であるという発言がありますが、これはそれでは今の沖縄の過重な基地の現状、そしてその部分での人権ということは、沖縄を無視されたものであるのかということに、アメリカに米軍にもっと強く抗議すべきものであるはずで、そのことを踏まえて、今回この決議の中で県民に謝罪をなさいということではありますが、橋下氏が県民に何を謝罪すべきなのかをお聞かせください。

3点目ですが、宛先であります。

宛先のほうで、日本維新の会共同代表となっておりますが、橋下氏は大阪市長、そして大阪維新の会の代表、そして日本維新の会の共同代表という肩書を持っております。5月に沖縄に来てのその司令官との質疑のときには、大阪維新の会の代表としての質疑、そしてまた、これはあくまでも個人の質疑の中のものになっているんですが、今回の宛先であえて日本維新の会の共同代表橋下徹にしたという理由をお聞かせください。

この3点でございます。

議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

新垣 清涼君 まず、3点ありましたので、性風俗とは発言していないということではありますが、司令官に対して、「法律の範囲内で認められている中で、性的なエネルギーを合法的に解消できる場所は日本にあるわけだから、もっと真正面からそういうところを活用してもらわないと、海兵隊の猛者の性的なエネルギーをきちんとコントロールできないではないか。建前論ではなく、もっと活用してほしい。」という発言をされています。

それからしますと、要するに今おっしゃるように、風俗とはパチンコや雀荘、あるいはキャバクラなどが言われておりますけれども、この文脈からすると、橋下共同代表は、性風俗を想定した発言と言えるのでは

ないでしょうか。

それから2番目に、県民に何を謝罪すればいいのかということですが、ここにも書いてありますように、「米国防総省のリトル報道官は5月13日に記者団に対し、この件に関してコメントしないことを述べた上で、米軍が買春を否定するのは言うまでもないと語り、在日米軍司令部の高官も「我々が米兵に徹底させようとしている価値観と相容れない。米国防総省の政策や米国の法律に逆行する。」などと語って、真正面から抗議をしたことに対して、橋下共同代表は謝罪と撤回をしました。ところが、沖縄県民に対しては何も謝罪をしておりません。そのことが問題であります。

次に、発言です。

大阪維新の会代表ではなく、日本維新の会共同代表としているがという質問ですので、橋下徹共同代表は、確かに日本維新の会の代表として沖縄にいらしたかもしれませんが、（「大阪」と呼ぶ者あり）

失礼しました。大阪維新の会の代表として沖縄にいらしたかもしれませんが、じゃ、司令官にお会いになったときに、私は大阪市長として来ましたと発言されているのであれば、この報道は、日本維新の会共同代表橋下徹大阪市長というふうにどのマスコミもそういうふうに表示しております。そして、彼がその後、ツイッターであったり、あるいは記者会見で発言されていることについて、私は大阪市長という立場で発言しますとか、大阪維新の会の代表として発言しますとかそういう区別は何もされてないわけですね。また、御本人はお一人ですからその区別は無理ではないでしょうか。公職にある方として日本維新の会の共同代表であり、大阪維新の会の代表、そして大阪市長であることは紛れもない事実だと思っています。

以上です。

議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議長（喜納昌春君） これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

呉屋 宏君。

〔呉屋 宏君登壇〕

呉屋 宏君 おはようございます。

それでは、ただいま議題になりました「橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議」について、反対の立場から討論をいたします。

私たち会派そうぞうは、沖縄県議会で議論を行うことになじまないという結論に達しました。確かに、記者会見で橋下大阪維新の会代表が行った発言全てにおいてそうぞう会派がこれを容認するつもりはありません。政治家として、行き過ぎた発言であったことは確かだと思います。しかし、沖縄県議会が抗議決議を行うということが正しいことなのか、そしてそのような前例をつくっていいものか一考を要することだと思います。

その1つはタイトルにあります、「橋下日本維新の会共同代表」ということですが、これに異論があります。確かに橋下徹氏は日本維新の会の共同代表であるが、組織としてこのようなコメントを行っているようには思えません。

そもそもこの発言の発端となったのは、5月1日の政党そうぞうとの政策協定にあります。それは、日本維新の会と政党そうぞうとの政策協定ではなく、大阪維新の会との政策協定でありました。一連の記者会見を見てみると、大阪市長という立場での発言というのが正確なことではないでしょうか。日本維新の会の共同代表であることは確かですが、大阪維新の会としての代表としての来沖であったことなどを考えると、抗議決議のタイトル自体に違和感を感じます。そして、多くの議員からもこれまで問題視してきた、「報道によると」という言葉や「報道があった」など、私たちは事実関係に正確に基づいた決議を行おうとしているものなのではないでしょうか。この抗議文の中にも、残念ながら報道による決議文というものを感じざるを得ません。

そして、風俗活用の提案についてであります。橋下氏の風俗発言が抗議決議の中心であります。私自身、同氏が米軍普天間基地司令官に対して質問してい

る現場に同席をしていました。性的な風俗という趣旨の会話には思えませんでした。もちろん、性風俗という言葉が出てきておらず、せんだって行われた外国人記者クラブでの会見が正しい発言だと思います。つまり、「日本で法律上認められている風俗」、つまり、飲酒ができる場所を指しているというのがそのときの正しい私の認識でございます。

私は、橋下発言の全てを擁護するためにこのようなことを言っているのではなくて、沖縄を代表する議会、沖縄県議会は正確な情報で決議を行わなければならないというのが反対の討論であります。

橋下発言の発端は、米軍による事件・事故などを沖縄県民の立場に立って米軍への喚起を促した発言であると思われ、そのことに言い過ぎたり、誤った発言がなかったとは言わないまでも、沖縄県民の立場に立って米軍に対する綱紀肅正を促した発言であり、その発言に言い過ぎの部分がなかったとは言えませんが、抗議決議まで値するものでないと考えております。そして、本人が言い過ぎたことに反省をし、米国に謝罪と発言の撤回を行ったことも議員各位は御理解をいただいていると思います。

いずれにせよ、氏の発言全てを正しいとは思えませんが、果たして抗議決議という形にすべきではないと考えております。そして、政治家の発言・行動は社会に対して大きな影響を与えるものであります。それゆえに、私たち議会も事実関係を正確に把握し、行動を行わなければならないと思います。

横道にそれるようですが、東京では今ごろ沖縄の米軍負担軽減を話し合うことが行われています。報道では、本件のことがあってオスプレイの訓練の一部移設要請だというマスコミもありました。この報道は明らかに誤報であります。このような状況で、報道による抗議決議は正しいとは思えません。

以上、本件に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

西銘 純恵さん おはようございます。

日本共産党県議団を代表して、橋下維新の会共同代表に謝罪を求める抗議決議に賛成の討論を行います。

日本維新の会代表の橋下徹大阪市長の発言は、アジア・太平洋戦争中の日本軍慰安婦問題に関連して、慰安婦制度が軍隊にとって必要だったと積極的に弁護し、性犯罪が絶えない在沖米軍に対し、風俗業の活用をと進言したのです。基地あるがゆえの米軍犯罪・性暴力に対する真摯な認識も反省のかけらもない、女性

の人権をじゅうりんし、人間としての尊厳を踏みにじる言語道断の暴言です。市長としての公人としてだけでなく、人間として許せません。

橋下氏は、これまでも日本軍の慰安婦問題で、強制連行のような事実はなかったとの発言を繰り返して批判を受けてきましたが、軍隊に慰安婦は必要だったと公言するのは、とんでもありません。橋下氏は、戦争遂行のために女性の性を利用するのは当たり前などと言うのは、女性を性の対象にするだけで人間として扱わない許せない暴言です。

日本がアジア・太平洋戦争のさなかに、植民地とした朝鮮半島や軍事占領した中国や東南アジアから女性を連行し、日本軍が管理する慰安所で日本兵による強姦や売春を強制したというのは、慰安婦とされた女性たちの数多くの証言が示すように動かしがたい事実です。橋下氏の暴言の翌日、沖縄県女性団体連絡協議会、沖縄県婦人連合会など県内25の女性団体は緊急抗議声明を発表しました。

橋下氏は、大阪市長であり、国政政党である維新の会代表、その上弁護士であります。弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする職業です。

5月27日には、地元大阪弁護士会が、「公人が、戦時下の性暴力という最も深刻な人権侵害を正当化し、また、女性の人としての尊厳を深く傷つける発言を行ったことは、極めて不適切といわざるをえない」、「人権を軽視する風潮を助長し、人権侵害を容認するような発言をしたことに強く抗議する。」という会長声明を出しています。沖縄弁護士会でも会長声明が出しています。

国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会では、5月21、22日に行った日本に対する審査で、大阪市長の慰安婦発言に、到底受け入れられないと厳しい指摘があったことや、6月4日には、日本弁護士連合会会長が、国連拷問禁止委員会の総括所見に関する声明で7項目の勧告を出しています。勧告のその7点目に、「戦時性奴隷制（いわゆる日本軍「慰安婦」）について、政府関係者その他の公的立場にある人物による被害事実を否定する動きに反駁すること」を求めています。

橋下発言に対して、海外からは韓国放送公社が、「侵略否定の妄言に続き、今回は戦争の状況で慰安婦制度は必要だったという極言まで出た」と報道し、米國務省のサキ報道官から「言語道断で侮辱的」と非難され、中国など20カ国68団体から発言撤回と謝罪要求が出され、県内、国内、世界に抗議の声が広がっています。

橋下氏は、米兵による性犯罪が絶えない沖縄で、5月1日、米海兵隊普天間基地視察の際に、風俗業の活用を基地司令官に進言して、同基地司令官が凍りついたと言っています。その理由は明確です。買春行為は米軍内で違法とされ、軍法会議の対象になるからです。

1995年9月に県内で米兵による少女暴行事件が発生した際、当時のマッキー米太平洋軍司令官が、犯罪で使ったレンタカーを借りる金で女を買えたと発言し、県民の怒りの抗議を受け、同司令官は直ちに更迭されました。日本軍慰安婦制度の肯定に行き着いた橋下氏が、米軍の犯罪をとがめるのではなく、風俗業の活用を勧めたのも、安部首相ら侵略戦争を肯定する靖国派とまさに根っこは同じです。日本の戦争責任に無反省な態度は、国際的に孤立することは明確です。

橋下氏の発言は、沖縄県民の総意である普天間基地の閉鎖・撤去に反して、米海兵隊の沖縄駐留、基地の固定化を前提にしたものにほかならず、米軍犯罪を擁護するものであり、県民は断じて許しません。

沖縄県民は、日本軍による住民虐殺、戦後も復帰後も米軍基地が置かれ続けたことによって、米兵の性犯罪・性暴力の犠牲になり、死に至らしめられた事件も相次いで起きました。軍隊によって幾多の犠牲をこうむった歴史を無視した非道な発言を、沖縄県民として到底看過できません。

慰安婦問題について、これまで橋下氏は強制連行の事実をゆがめてきましたが、今回はさらに踏み込んで制度の必要性を説くところまで暴言をエスカレートさせています。日本政府自体が暴行脅迫をして拉致したという事実は今のところ証拠で裏づけられていないという発言は、問題のすりかえです。

1993年8月4日の河野洋平官房長官談話において、慰安婦問題は、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。」、「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」としています。

1998年の国連人権委員会差別防止と少数者保護小委員会においては、慰安婦は事実上の奴隷制度であり、「当時ですら、奴隷制度を禁じた慣習的国际法に明らかに違反していた」という報告書を採択しています。

慰安婦制度は、女性を人間として扱わず、人権を著しく侵害した犯罪行為として国際機関は、繰り返し日本が責任を認め謝罪することを求めています。

6月4日、歴史学者の吉見義明教授が、慰安婦の歪

曲引用に撤回と謝罪を求めて公開質問状を提出したと報道されました。

吉見氏は、「1990年代以降の日本国内での「慰安婦」裁判や、東京裁判の判決でも日本軍が女性に性の相手を強制した事実」、「日本軍「慰安婦」制度は、外出、居住、廃業、拒否の自由がない「性奴隷制」であり、制度を設置・運用した国の責任が問われていると、根拠となる公文書なども付けて、市長の認識をただしています。」。

記者会見に同席した大森典子弁護士は、「国際社会が問題にしているのは、日本が国家・軍の意思として慰安所の制度をつくり、そこで女性たちが奴隷的状态に置かれたということだ」と指摘。」しています。吉見氏は、橋下氏の、国が暴行、脅迫、拉致をして女性を連れてきた事実はないというこのような発言に対し、業者が詐欺や甘言、人身売買で女性を連行したのを軍が認識したら女性を解放すべきだが、そうしなかった。官憲に連れていかれた証言もあると旧日本軍の責任は免れないと述べ、いろんな国で慰安婦制度というものを活用していたという橋下発言にも、吉見氏は、軍の施設として組織的に慰安所をつくった国はほかにない。日本の慰安婦制度は特異だったと明確に否定しています。

橋下維新の会代表・大阪市長の暴言は、公人としても失格であり、公職を辞すべきだというのが世論となっています。

橋下氏の発言の撤回と謝罪を求め、抗議決議に賛成の討論といたします。

議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

比嘉 京子さん 議員提出議案第3号に対し、社大党を代表し賛成討論をします。

討論の前提として性欲について一言、確認をしたいと思います。

御承知のとおり、性欲とは食欲と同様に動物の本能的な欲求でございます。同時に種を保存する不可欠な要素でもあります。しかし、人は本能のみに生きていくものではありません。我々は、社会規範やルール、そして人にしかない高度な脳の発達において暴走を抑えるすべを持っている。そのことを前提にして橋本発言に触れたいと思います。

発言には多くの問題点がありますが、次の2点を指摘したい。

まず第1に、性犯罪に対する認識です。

沖縄県民が米兵による性犯罪の被害を避けるため、あの言葉を使ったということではありますが、米映画監

督のカービー・ディック氏は、橋本氏は性的暴行の本質を理解していない。性的暴行は性的問題ではなく、暴力という犯罪だからだ。性的暴行をする米軍人の多くは、以前にも何度も性犯罪を続けてきた傾向があると指摘し、海兵隊の猛者の性的エネルギーをコントロールすることは軍のオペレーションとして重要課題だとすることは、犯罪を弁明するようなものと断じております。解決策は、加害者を処罰することであり、この認識が橋下氏には欠落をしています。

橋下氏は、国家防衛という大役を遂行する軍隊には性のコントロールが必要だとする肯定論。そのために、かつては慰安婦、現在では合法的な風俗業という持論を展開しています。しかも、その受け皿として地元の女性を宛てがうことを堂々と提案をし、相手がいっていた様をしたのに対して建前論では解決しない、こちらは本音で議論をしているのだと訴えるさまは、言葉を失ってしまいます。単に人権意識のなさや想像力のなさという表現では済まされません。

なぜなら、彼の置かれている立場がそれを許さないからです。私は、権力を持つ政治家のこのような意識こそが軍隊の性犯罪を助長する一因であると考えています。

2点目は、沖縄の基地問題を根本から解決しようとせず、矮小化と言ってもいいような表現です。

米兵による性犯罪を初め、犯罪が多発する原因は何でしょうか。米軍基地の74%を沖縄に押し込めていることが原因ではありませんか。彼の発言は、基地負担を軽減するどころか、海兵隊を沖縄に置くことを前提とした性犯罪防止策の提言であります。過重な米軍基地をいかに削減するかという根本的な解決に全く切り込んでおりません。日米両政府に沖縄の不平等・不条理を訴えて実現しようとせず、性犯罪を減らす手だてを提案する、このようなさまは基地問題解決のすりかえであり、私は矮小化するものであると考えています。

以上の点から、橋下氏は、メディアの誤報だ、日本人の読解力不足だなどとみずからのツイッターさえも否定しかねない責任転嫁をやめて、傷つけたすべての人々に謝罪し、国益をも損ねる発言の重大さに真摯に向き合って、政治家としての身の処し方をしてもらいたいと私は思っています。

以上、賛成討論といたします。

議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

仲村 未央さん 議員提出議案第3号に賛成の立場から討論を行います。

橋下氏は、一連の発言を誤報されたと主張しているが、人権感覚を喪失した氏の非人道的発言は、ほかに解釈の余地がないほど趣旨明快です。

軍の規律を維持するためには、慰安婦制度じゃなくても風俗業は必要、兵士の性をどうコントロールするかはいつの時代も軍のオペレーションとしての最重要課題など、軍事遂行のために女性を性の道具とすることを正当化する。まさに現在進行形の認識であり、軍隊を維持するには兵士の性の対策が必要だと一貫して主張している。だからこそ風俗業の活用が犯罪抑止になるという持論に結びついたはずであり、誰も橋下氏の発言の趣旨を誤解などしていない。

その上、建前論だと人間社会は回らないと、あたかも事の本質を米軍に対し直言したと言わんばかりの態度だが、戦後も復帰後も米軍基地が置かれ続けたことによって、米兵による性犯罪の果てに、幼子をも死に至らしめた事件を橋下氏は知っているのか。金網によって守られる米兵、未解決のまま放置された命、人間としての尊厳が奪われた被害者とその家族の悔しさ、悲しみを知り、沖縄の歴史と、なお今日も続く米兵犯罪の実態を知っているのであれば、犯罪抑止としてまず米軍に直言すべき本質は、風俗業の活用ではなく、日米地位協定の抜本改定、そして米軍基地の閉鎖・撤去ではなかったか。

沖縄県民は、辺野古基地建設を推進する日本維新の会の代表橋下氏に、氏の稚拙な持論である基地機能の維持の一環としての風俗業の提供まで求められる筋合いはない。

以上の見解を表明し、社民・護憲ネットとして、本抗議決議への賛成の意といたします。

議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

．．

議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって
報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第3回沖縄県議会（臨時会）
を閉会いたします。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 島 袋 大

会議録署名議員 瑞 慶 覧 功